第11回大阪府福祉のまちづくり審議会　議事録

【日時】　令和3年12月14日（火）　13：00～15：00

【場所】　シティプラザ大阪　燦

【出席委員】

泉本　徳秀 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 代表幹事

岩田　三千子 摂南大学　名誉教授

上田　一裕 一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会 副会長

大竹　浩司 公益社団法人　大阪聴力障害者協会 会長

岡田　明 大阪市立大学　名誉教授

小尾　隆一 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

斉藤　千鶴 関西福祉科学大学 名誉教授

塩川　恒敏 大阪府町村長会（豊能町長）

杉本　茂 一般財団法人　大阪府老人クラブ連合会 会長

清良井　利之 国土交通省　近畿運輸局　交通政策部　バリアフリー推進課長

田中　進 社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　常務理事

田中　直人 島根大学　客員教授

田中　米男 一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

玉川　弘子 大阪商工会議所　地域振興部長

南野　和人 日本チェーンストア協会関西支部　事務局長

羽藤　隆 一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　代表理事

福本　康蔵 一般社団法人　大阪銀行協会　調査部長

松井　宏亮 社会福祉法人　大阪府肢体不自由者協会　事務局次長

松中　亮治 京都大学大学院　工学研究科　准教授

山田　伸一 生活衛生同業組合　大阪興行協会　常務理事・事務局長

湯浅　桂輔 一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　副会長

湯浅　翔 国土交通省　近畿地方整備局　建政部　住宅整備課長

吉田　勝彦 一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

○事務局

　委員紹介、資料確認　等。

○建築部長

皆様こんにちは。

改めまして、大阪府 建築部長の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は年の瀬の大変お忙しいところ、また寒い中ご出席賜り、誠にありがとうございます。第11回大阪府福祉のまちづくり審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、我々の部の名称ですが、10月まで、住宅まちづくり部と言っていましたけれども、本府の組織については、時代や社会情勢の変化に応じて適宜見直し、改編を進めております。その一環で先月より建築部と変わっております。ただ、名称がどう変わりましても、この福祉のまちづくりにつきましては、我々建築系の部局が中心となり庁内関係部局と連携しながら、進めてまいりたいと思いますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

思い起こしますと、昨年11月対面開催で、第10回を開催させていただきました。その後、コロナ渦の収束が見通せないところでもあります。オミクロン株というのも出ております。そういう中で、2ヶ月前部会において、今後のためにトライアルとして、部会をＷｅｂで開催させていただいたところですが、やはり、この審議会につきましては、ハンディキャップをお持ちになっている当事者の方もいらっしゃる中で、まだまだ課題が多いなということを改めて感じまして、今回も基本的に対面で開催させていただくこととしました。今後、コロナウイルスが収束するか、わかりませんけれども、この審議会につきましては、極力対面での開催を目指していきたいと考えております。

さて、福祉のまちづくりですが、本府では全国に先駆けて、大阪府福祉のまちづくり条例を制定しまして取り組んでまいりました。お力添えをいただいたおかげで、着実に歩みを進めているものと実感しておりますけれども、同時に、まだまだ課題もあると認識しております。社会の要請に応じた不断の点検が必要だと感じております。10月の部会、それから今、府議会におきましても、バリアフリー基本構想等の作成、見直しやバリアフリー情報の提供を促進する、などのご意見、ご質問を多数いただきまして、基本構想等の作成プロセスやノウハウの紹介動画の配信など、新たな普及啓発に取り組むとともに、万博の開催に向け、より多くの市町村においてマップも含めたバリアフリー情報が提供されるよう、さらに積極的に取り組んでまいります。

本日は、主に大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂について議論をお願いしたいと思います。国の建築設計標準の改正の内容に加え、府独自にどのような内容を盛り込むべきか、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

また、府内鉄道駅のバリアフリー化の促進や、ホテル・旅館におけるバリアフリー情報の公表推進等の取り組み状況につきましても報告させていただきたいと思います。本府としましては、まずは2025年大阪関西万博、そしてその後を見据え、今後とも、福祉のまちづくりのより一層の推進を図ってまいりたいと考えています。

引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

田中会長に議事進行を依頼。

○会長

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました田中直人と申します。

藤本部長様からお話ありましたように、今日第11回になりますが、いろんな福祉のまちづくりに関して、社会的には課題が多く見えてきております。ただいまご紹介いただいた、大阪万博の話もそうですが、未来に向けた礎となるような福祉のまちづくり条例の見直し、あるいは関連する準備資料等の充実等、非常に多くの課題があります。限られた時間ですが、皆さんとご一緒に、これからのあるべき姿を描いていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン改訂にあたっての実証検査の充実に伴う今後のスケジュールの変更について事務局から説明をお願いします。

○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン改訂にあたっての実証検査の充実に伴う今後のスケジュールの変更についての説明（府より資料1を説明）

○会長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明いただきました内容につきましてご質問、ご意見ございますか。

○委員

説明中の一番の日程変更で、1年先送りということになった説明についてですが、この間に、実証検証ということでされてきました。このことについて、10月に開催されました検討部会においても、いくつかの意見が出されていますが、今日ここで私自身として、四つの点についての意見を述べたいと思います。

一つは、この実証検査が、7月27日にイオンモール大阪ドームシティで行われました。当初、私も参加する予定でしたが、その当時は、コロナ感染が広がってきていて、その当日だけでも741人感染していました。その後日々増えていき、8月2日からは緊急事態宣言も出されました。そういった状況のもとで、当初は、また中止・延期になると思いましたが、実施されました。度々の延期で、かなり無理をされたと思いますが、先ほども挨拶で述べられましたように、やはり非常に厳しい状況で、私達は、基礎疾患もあり、高齢でもあるということから、こういった多くのところに参加するのは、厳しいということで私は欠席させていただきました。そういった状況の中でどうして実施されたのか。ついては、中止すべきではないのかというのが、一つ目の意見です。

二つ目は、今回は選んでいただいたイオンモール。これも意見で出ていましたが、スーパーの中では、かなりバリアフリーの進んでいる施設です。全国様々なところにイオンモールの大規模施設がありますが、かなりバリアフリーが進んでいて、駐車場管理などでも他の施設と比べるとそれ以上の対応もされている中で、現実にはもっと不自由な施設もたくさんあるのではないかという意味では、他の施設の方がよいのではないかというのが二つ目です。

三つ目は、ＪＡ北河内二島支店です。現地調査されて、先生は慣れない車椅子に乗って回られて、非常に大変だったと思いますが、なぜ、健常者である先生が、車椅子に乗って検証されたのか、この過程も疑問に思った次第でございます。

四つ目は、やはりもっと多くの障がい者団体、多様な障がい者が参加した形で検証すべきではなかったのか。今回案内されたのも車椅子の方だけで、車椅子以外でも、視覚障がいの方、聴覚障がいの方がいろいろおられる中で、そういった方も含めた形で視察をすべきではないのかと思います。また、そういった方にも対象とすべきではないのかと思います。

以上4点が私の意見でございます。

よろしくお願いします。

○会長

4点のご質問、確認事項が出ました。

事務局の方から説明する内容がありましたらお願いします。

併せて委員の方から何かコメントすることがあれば、よろしくお願いします。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

4点ご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の7月27日、イオンモールの実証検査をさせていただきましたが、委員の意見の中にもありましたように、2回ほど延期をしておりました。実施に踏み切った7月の実証検査も危ないとは思いながらも、1回ぐらいは実証検査をやらないと、どこに問題があるのか、そういうところも全然わかりませんので、無理があったかもしれませんが、強行させていただいたという状況でございます。

2点目のイオンモールは、良好な店舗で、もっと条件の整っていない施設を検証すべきではないかとのご意見につきましては、先ほど事務局の方から説明させていただきましたように、経緯として、審議会委員の皆様から、ご紹介を受けたものであり、良好事例としてガイドラインへの掲載も必要と判断いたしまして選ばせていただきました。

3点目のＪＡ北河内二島支店の関係でございますが、この実証検査を実施した当時は、府域内で約1000人の新型コロナウイルス感染者が発生している状況の中で、当事者の方にご参加いただくのはなかなか難しく、健常な府職員が車椅子を利用して実証検査をやらざるを得ないと判断をさせていただきました。それと、実証検査の数が、イオンだけでは当然足りないだろうと認識をしておりましたので、もう一度ＪＡ北河内二島支店で実証検査をさせていただいたという背景でございます。

最後に、多くの団体が参加したうえで実証検査を実施するべきではないのかという意見ですが、これはごもっとものご意見でございまして、本日の資料にも掲載しておりますが、そういうところも反省をさせていただいて、実証検査を踏まえた検討スケジュールを1年間延ばさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

○委員

今、ご説明がありました4点はその通りだと思っております。

コロナ渦の状況であったということが、実証検証の実施にすごく大きなネックになっていたと思っておりました。

ＪＡ北河内二島支店については、私が設計監修をしておりましたので、大阪府の方から、そこを実証検査の材料とし、ガイドラインで紹介させてもらえないかというお話をいただきました。そういうご趣旨ならということで了承し、私も当日の実証検査に参加させていただいたというのが経緯でございます。

私は、常日頃から何か、一方的に悪いことを検証するということだけではなく、いいものを見るということは、すごく大事なことだと思っておりますので、そういう意味で今回の2件というのは、すごくいい場所を選定されたのではないかと思っております。

○会長

ありがとうございました。

私も、イオンモールの見学会には参加させていただきました。かねてより、イオンモールのユニバーサルデザインの進行につきまして、アドバイス等させていただいておりますが、今回の物件で感じたのは、やはり地域ごとの差異がありまして、本体の中身についてはだいたい標準化されています。ドーム近辺の状況から地下鉄との繋がりなど、そういった個別要件について、きめ細かくやる必要があるのではないかと感じました。これは、様々な関係者・当事者の方も含めて皆でしっかり見ていかないと駄目なので、今回のスケジュールの変更によって、よりきめ細かく、先ほどの四つのご指摘ありましたが、それらを含んで、これから前へ進めていければいいなと思っております。

○委員

3番目のＪＡ北河内二島支店の方で、私の質問は、なぜこの場所を選んだのかという質問ではなく、健常の方が車椅子に乗ることになったのか、なぜ当事者ではなかったのかという質問です。

○委員

実は健常者の方が車椅子に慣れておらず、操作が大変なのです。なので、検証にいたっては、車椅子使用者の方がスイスイと行かれるよりも、健常者がした方がいろんな何か問題点が見つかる場合もありますし、新型コロナウイルス感染症もあり、どなたでも来ていただける状況ではありませんでしたので、こちらの方でやらせていただきました。

○会長

ありがとうございました。

それでは次の議題に移ってよろしいでしょうか。

「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂についての説明をお願いします。

○「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂についての説明（府より資料2-1から2-4を説明）

○会長

どうもありがとうございました。

説明いただいた内容は非常に膨大な資料ですので、ぱっと見てわかるという感じではないかもわかりませんし、事務局の説明において割愛された部分が多かったと思いますが、ご意見ご質問ありますでしょうか。

○委員

会長も言われましたように、非常に多岐に渡って詳細に書かれているので、十分見きれていないのですが、その中で、少し確認しておきたいと思うことがあります。

資料2－2の2ページに小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実のなかで、①出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80センチ以上、通路は90センチ以上とするという旨が新たに記載されています。そこで、9ページの敷地内の通路（２）で、右下に一つの例として写真が出ていますが、ここで段差をなくすというのは、非常に私達にとってありがたく、このような形の記載は、非常に良かったと思います。

ただ、このときに幅は80センチないしは90センチと書いていますが、段差部分の傾斜の長さについて、建築設計者と協議すると記載がありますが、言いたいのは、要するに段差がなくなるのは良いのですが、傾斜をつけた場合に、この傾斜の取れる幅によって、急傾斜になり、車椅子では登れない、入れないというのが意外とあります。ドアも、もし自動ドアであれば、直前に立ち止まりますが、そのときに急勾配であれば立ち止まれない。また9ページのA1の図を見ながら説明していますが、ここの長さは確かに広く取れない事情がありますが、ただ傾斜をつければよいということではなく、勾配によって、店に入れないケースがある。天満橋付近にコンビニがございまして、そこでも急傾斜の入り口のスロープがありますが、とても1人で上がれず押してもらって上がった経緯があります。この場合、幅は規定されましたが、やはり傾斜の角度を10度から15度ぐらいの角度という形で言う方が望ましいと私は思います。ただ車椅子の方の状態や障がいによって違いますが、意外とこの様なケースの入り口があり、急勾配で上がれない、上がらないし戸も開けられないということもあり、そこに対する傾斜の角度を決めた方がよいかと思います。

いかがでしょうか。

○会長

ありがとうございます。

大変重要なご指摘をいただいていると思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご意見についてご回答させていただきます。

繰り返しにはなりますが、今年の7月と9月にイオンモールとＪＡ北河内二島支店で実証検査をさせていただきましたが、いずれの店舗も出入口は、バリアフリー化がされており、問題ありませんでした。やはり、小規模店舗は、おそらく商店街が対象になると思いますが、そういったところで実証検査をさせていただき、様々な当事者の方から、今のようなご意見をたくさんいただかないと、どこが悪いのか、あるいはどういうところを注意しないといけないのか、わからないと思っており、ぜひたくさんのご意見をいただきたいと思っております。今日の審議会だけではなく、その後でも結構でございますので、ぜひたくさんご意見いただきたいなと思っております。

○会長

ありがとうございました。

この手の店舗について言えば、例えば出入口に80センチ以上確保するにしても、開き戸扉になっている場合は、その部分がさらに傾斜になっている。要は車椅子が安定して静止できる状態でないような構造も見かけられます。

また、何といっても商売をされておりますから、お客さんに少しでも商品を近づける・並べるということで、設計上は、この寸法があっても、狭くなるような配置の仕方になっており、そして、商品の見せ方についても、地震が起こって揺れ出したら、それが倒れて、通路をふさいでしまう、あるいは破損してガラスの破片などで歩けなくなるなど、そういったことも考えられますので、それを建築の段階でチェックはかなり難しいと思われますので、ハード面だけではなく、ソフト面の指導、理解を進めていくための手立てを、合わせてやる方が効果的かと思いますので、このあたりも今後の大きな課題にされたらどうでしょうか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

今、ご意見いただいたこともごもっともでございます。実は我々も、まだそこまで検討できておりません。国の設計標準では、このようになっているということで、本日お示しさせていただいておりますが、実証検査を来年度に追加で実施予定ですが、たとえば、国の改正ポイントA-1で改正事項が3点ほど上がっておりますが、この3点について、大阪府としてどう考えるのかを、この審議会、あるいは部会の場でご提示をさせていただき、さらにご意見をいただき、ソフト面も含めて充実をさせていきたいと考えております。

○会長

どうもありがとうございました。

他に意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員

今後のスケジュールの中で、視覚障がい・聴覚障がいの方も対象とした実証検査をされるということを教えていただいてよかったと思っております。これに加えて、小規模店舗、特にコンビニ、あるいは一般商店に近い小規模店舗もぜひその中に入れていただくのが良いと思います。といいますのは、コンビニの場合は地震が起きたときに、簡単に荷物を載せている部分が動くということがわかっておりますので、そのあたりについては、防災上一つ課題ではないかと考えております。

それも加えて、お願いできればと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。

事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご意見いただきましてありがとうございます。

ご意見のコンビニや一般商店ということでございますが、そこは我々も考えております。

対象店舗としては、実証検査に加えたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

○委員

様々の障がい者に対する配慮と工夫などが載っておりますが、先ほど説明がございましたように、重複障がい者の方もいらっしゃいます。今、少し見させていただきますと、現状ではいくつかの障がい者に対するバリアフリーが進んでおり、ハード面で改定はありますが、やはりソフト面でのカバーが依然足りないと思います。

特に、現場では当事者が行き、いくつか配慮があったとしても、やはりまだまだ難しい面がありますので、現地の責任者またはスタッフをお呼びしてご協力をお願いしていただく例もたくさんあります。資料2－2の26ページの左下に、モデル例が載っており、何かあったときにはお電話して呼んでくださいと書いてあります。そのあたりがまだ不足しているところです。お互いに歩み寄る。車椅子の方もそうですが、聴覚障がい者は、電話をする方法がありません。それぞれ障がい者の希望が合うような形で呼び方を載せていただきたいです。例えば、番号を入れるなど、一言何かつき添えて、それぞれ障がい者に合うようにしていただきたい。人と会うことによって、新しい方法が生まれると思いますので、その呼び方についての文言を加えていただきたいと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

今、ご意見いただきました、資料2－2の26ページの左下にある、モデル例で、電話番号が書いているだけということで、呼び出し、その他も記載してくださいということですが、この辺りも含め、ソフト面については、国の設計標準も、十分なものとは思っておりませんので、ここもご意見をいただきながら、改訂していきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。

おそらくハード面だけでは限界があるものもたくさんあると思われますので、新たにソフト面での対応のアイデアや、方法につきましてございましたら、ご提示よろしくお願いします。

他にご質問ご意見ございますか。

○事務局

繰り返しにはなりますが、先ほどスケジュールでご提示しました通り、少し時間をいただけますので、その間に、実証検査を加えていくということで、先ほどからもご意見いただいた用途や規模など、例えばこういうところというのを、具体的にご意見を頂戴し、我々もそういうところにはつぶさに行き、良いところもあるけれども、悪いところもきっちり見て、それを反映できるように、我々も実際に目の前で見てみたいと思っております。

今後とも、具体的なご意見頂戴したいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

様々な違った角度から意見を交換することも、現場でワークショップする意味があるのではないかと思いますので、ぜひ積極的な参加、事務局の方では準備をよろしくお願いします。それではただいま頂戴しました、たくさんいただきましたご意見について、今後の対応として、事務局の方でよろしくお願いしたいと思いますが、委員の方それでよろしいでしょうか。

異議なしということでよろしくお願いします。

それでは次に議題3の災害時・緊急時に対応した避難経路などのバリアフリー化と情報提供のあり方について（案）について説明をお願いします。

○災害時・緊急時に対応した避難経路などのバリアフリー化と情報提供のあり方について（案）についての説明（府より資料3-1から3-2を説明）

○会長

ただいまのご説明に対してご質問ご意見ございますか。

昨今、地震が多発しておりますので、いつ起こるのかが心配ですが、これについては、特に福祉のまちづくりの観点からも、今一度、災害弱者と呼ばれる方が生じないような、きめ細かい配慮及び資料を作るだけではなく訓練や実践の構えをトレーニングすることも必要かと思います。

それらにも関係してご提案いただきましたら、事務局の方でも検討していただけますがいかがでしょうか。

○委員

今回、実は災害対策基本法は改正されたと思いますが、その中で、災害時における要援護者の個人支援プランが、市町村の努力義務となったということと、福祉避難所への直接避難ということも可能になった。そういったことが自治体によってもできる。一時避難所の学校や近くの避難所に行き、そこから福祉避難所に行くというのが、今までやり方だと思いますが、直接本人との事前の協議、届出などがあれば、直接福祉避難所へ行くことも可能になったことがありますが、今回の中に法改正というのも反映されているのでしょうか。

○事務局

災害対策基本法の改正の話がこのテーマに含まれているのかということでございますが、この資料は少し古くて申し訳ないですが、平成25年3月に国土交通省でまとめられた資料であり、そこから10年近くも経っておりますので、当然その間に法改正や様々な社会情勢等も変わっておりますので、その辺も取り込み、取りまとめていきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

他にございますか。

○委員

今の案件は、平成25年の国の報告書ということで、これから大阪府の方で検討していただくということですが、気がつきましたところを申し上げますと、資料3－1で5ページのところを拝見しますと、「3.災害時、緊急時における高齢者・障害者等の困難について」というところで、最初に「発災または発災のおそれが生じた時」というところで、次の行には、「危険がわからない」と書いており、そして矢印で右の方に「サポートは的確に情報を伝える」そしてその下の段に、「困っている人がいたら、具体的な言葉でゆっくり、はっきり、短く、具体的に情報を伝える。」と、このように国の報告書に書いていただいておりますが、皆さんも記憶にあると思いますが、2018年ですかね、西日本の豪雨災害で、岡山県倉敷市真備町で知的障がいの30代のお母さんが保育園児と2人でのお住まいで、避難所すらどこへ逃げていいのかわからない状況で流されて亡くなられたという情報がありました。このようなときには、ハード面も大事ですが、ソフト面あるいは平静時の地元で様々な連携が重要だと思います。非常に難しいですが、今後、大阪府で検討いただくときにはソフト面で、平静時の部局をまたいでの連携や、あるいは当時、真備町では、隣の町でＮＰＯ法人がその親子を支援されておられたと聞いておりますが、地元の方とは全く何の連携していなかったと報告されていますので、こういった発災時の避難経路というようなことを、この対策の中で考えていかなければいけませんが、併せてソフト面で平静時の地元の連携、あるいはこの部署間での連携なども少し書き添えていただくと、意識啓発にもなるかと思います。

よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

○事務局

我々も国の資料を出しておりますが、昨今の災害でどんな問題があったかなど、その辺については、実はあまり勉強できておりません。今後、急いで勉強させていただき、来年度の4月以降、精力的にこの部会の中で議論をさせていただきたいと思っております。本日は頭出しということで、この概要版をお示しさせていただいております。また、スケジュールについても、来年度いっぱいかけて検討させていただきたいということで冒頭にご了解をいただいたところでございます。

資料を作成させていただきまして、来年度の部会に備えたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

他にございませんでしょうか。

それでは今後、審議会では、ただいま事務局から説明のありました、災害時のバリアフリー、冒頭の説明のガイドラインの改訂と審議事項は加わっています。いずれの内容も、福祉の分野から意見は必ずあると思いますが、その分野に詳しい斉藤委員に、部会委員になっていただいて運営を強化したいと考えております。今日は審議会ですが、別に部会というのはあります。そちらの方でも、先生にご意見いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

なお、部会委員については、大阪福祉のまちづくり審議会規則第6条第2項により会長が指名することになっておりますので、ただいまの通り、斉藤委員を部会委員として指名しますのでよろしくお願いします。

それでは続きに順次説明します。資料4について、よろしくお願いします。

○報告事項についての説明（府より資料4-1から4-5を説明）

○会長

はい、どうもありがとうございました。

資料4－1から始まりまして、4－5まで一気に説明いただきました。

数多くの、検討事項もたくさん含まれている資料だと思いますが、ご意見ご質問をお願いしたいと思います。

○委員

この内容は、資料4-2「府内市町村のバリアフリー基本構想等の促進」の中で、マスタープランの現状について載っておりますが、実は5年か6年前にこちらの場で、マスタープランの話が出されました。それに対して、市町村からの動きについて、障がい者団体、当事者団体として必ずそこに参画すると要望を出したことを覚えております。その現状が今どのように変わっているのかを知りたいと思います。後でも構いませんが、市町村ごとにまとめたものなどのご報告いただければありがたいと思います。

○事務局

マスタープラン・基本構想を含め、現状では大阪府内の市町村で見直しあるいは新規に作られるときについては、当事者の方が参画されていると聞いております。市町村ごとの一覧表ということでございますので、それは改めて別途お送りさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

他にございますか。

○会長

事務局から関連して補足説明ありますか。

○事務局

今の資料の4－2の21ページ、市町村のバリアフリー基本構想の作成・見直しのところでございますが、繰り返しにはなりますが、この審議会においても、バリアフリー基本構想の作成・見直しがなかなか進まないので市町村に働きかけをしてくださいとご意見をいただいており、10月の部会でもいただいておりました。我々も今調整をしておりまして、マスタープランを作成済みの池田市、そして、基本構想の見直し中の豊中市に来年2月に予定しています検討部会でここに来ていただき、概要等の説明をしていただこうと思っております。当然、概要を説明するだけではなく、委員の皆様からご意見をいただき、部会として進めていきたいと考えております。その内容を動画に撮らせていただき、府内の全市町村の担当者の方に配信をさせていただき、やはり万博も近いということもありますので、この基本構想の点検・見直し、そしてバリアフリーマップも含めて、作成していただきたいと働きかけを強く行っていきたいと考えております。

○会長

どうもありがとうございました。

いろいろと事項がありますが、よろしくご検討お願いします。

○委員

普段から、知的障がい、発達障がいの人たちの支援をしているのですが、今年の2月から、神戸市の地下鉄と市バス、それから山陽電鉄にご協力をしていただき、車内吊り広告を掲載していただいております。知的障がいで特に重い障がいの方は、なかなか言葉がうまく出せない方で、例えば車内で飛び跳ねたり、体を揺らしたり、あるいは同じ場所に座らないと気がすまないなど。また、時計が二つ以上ありますと、時間が違っていると、すごく気になって正しい時間に合わせようとする行動をとることなどがあります。そういう行動に対して理解してくださいという車内吊りのポスターを作っていただいて、今、神戸市の三宮を、発着する多くのバスがそれを採用していただいております。実際に利用者として鉄道やバスや、あるいはいろんな施設やホテルなど利用されますので、そこでソフト対応として、こういったものを検討の範囲に入れていただけましたら、とても社会参加しやすくなるのではないかと考えております。

○会長

ありがとうございました。

大変重要な話題です。知的障がいの方、具体的にはハード面だけではなく、ソフトの対応を含めて実施するという、いい事例の話をいただきましたが事務局から何かありますか。

○事務局

今、初めてお伺いをさせていただきましたので、少し内容については検討させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。

悪い事例ではなく、良い事例をご紹介いただくと、大変前向きな感じでよいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○委員

今、事務局の説明には入っていなかったのですが、参考資料の32ページに、「車椅子使用者用駐車区画の適正利用の取り組み」ということが記載されていますが、これは全国的に広がり、大阪では、平成25年から実施されていますが、私達、車椅子に乗っているものにとって、外出する際に非常に大事なのは、先ほどから議論されている建物のバリアフリー化と併せて、トイレと駐車場です。そのうちの車椅子使用者でも停められる駐車場というのを、広く普及を望んで当事者が駐車できるような形で望んでいますが、そういったことで、大阪でも取り組みがされており、ここに表が出ていますが、平成28年から令和2年までのところは交付者数の延べということで1万2000人の方に発行されている。一方、駐車できる箇所が、いくらかあるのはここに出ていませんが、私が大阪府のホームページで調べますと、大阪府で555ヶ所でした。府下43自治体、数百万人の府民がおられる中で、あまり進んでいないのかと思います。私は既に数年前にできたときから登録して持っているのですが、やはり、ここに書かれていますように、平成26年度以降はダブルスペースのさらなる拡大と利用者の適切な交付に取り組むというように書いてありますが、もう少し現状と普及状況がお分かりになられるのであれば、教えていただきたいです。

○事務局

ご質問いただいたのは参考資料3、令和2年度福祉のまちづくりの推進状況の32ページの「8.車椅子使用者用駐車区画の適正利用の取り組みについて」でご意見をいただきました。現状と普及等について、手元に資料が今ございません。申し訳ございませんが、取りまとめさせていただいて、後日送付をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○会長

どうぞよろしくお願いします。

他にご意見ご質問ございますか。

○委員

一つ情報提供したいことがあります。

私達ろうあ者は、電話を使えなかったわけです。今まではＦＡＸや、パソコンを持っている人はＥメールを使うなど様々な方法はありました。ただ、電話を使えないという状況が続いておりました。それが、電話リレーサービスという事業が、今年の7月1日から始まりました。その電話リレーサービスという事業のシステムについて、お話したいと思います。聞こえない人、または聞こえる人もそうですが、電話をするときに、普通の電話番号でも通じますが、そうではなくオペレーターを通して相手方に電話をするというシステムです。オペレーターが1ヶ所に集まるセンターが東京にございます。ろうあ者が電話する場合は、そちらに行き、手話で伝える。そうするとオペレーターの方から音声に変えて相手方に伝える。音声で答えたものを、また手話でろうあ者に伝えるという形になります。また文字を選択することができます。文字を打ったものを伝え、文字で回答する。手話と文字を二つ選ぶことができます。聞こえる人の方から聞こえない人に電話をするときでも利用できます。そういうシステムが国の責任で公共的に始まりましたので、今までと同じように、聞こえない人への情報アクセスの方法というのは、電話リレーサービスの事業が始まったということによって、一つ何かの機会にそういうことも普及していきたいと思っていますし、どんどん利用していきたいと思っております。

以上、報告終わります。具体的なことは、ホームページに載っておりますので、そちらをご覧いただければよろしいかと思います。

ありがとうございました。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは議事は終了したということで、事務局の方へお返しいたします。

よろしくお願いします。

○事務局

田中会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第11回大阪福祉のまちづくり審議会を終了させていただきます。

皆さん、委員各位におかれましては議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。